第十六条を第十五条の二とし、同条の次に次の一条を加える。

（相手国等から犯則事件に関する情報の提供要請があつた場合の質問、検査又は領置等への国税に関する犯則事件の調査に関する規定の準用）

第十六条　法第十条の二の質問、検査若しくは領置、法第十条の三の臨検、捜索、差押え若しくは記録命令付差押え、法第十条の三の二の差押え又は法第十条の三の三の鑑定の嘱託については、その性質に反しない限り、国税通則法施行令第十章の規定を準用する。

2　国税通則法施行規則（昭和三十七年大蔵省令第二十八号）第十六条第一項（同項の表法第百四十条（身分の証明）の身分証明書の項に係る部分に限る。）の規定は、法第十条の四において準用する国税通則法第百四十条の身分証明書の様式及び作成の方法について準用する。この場合において、同令第十六条第一項中「定めるところによる」とあるのは、「所要の調整を加えたものによる」と読み替えるものとする。

第十七条第三項中「（昭和三十七年大蔵省令第二十八号）」を削る。

附　則

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に定める日から施行する。

一　第一条第八号の改正規定　平成二十九年十月一日

二　第十六条を第十五条の二とし、同条の次に一条を加える改正規定及び第十七条第三項の改正規定　平成三十年四月一日

○財務省令第十六号

所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）及び所得税法施行令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第百五号）の施行に伴い、並びに所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第九十五条第十項及び第十一項（これらの規定を同法第百六十五条の六第七項において準用する場合を含む。）、第百二十条第四項第一号及び第二号（同法第百二十二条第三項、第百二十三条第三項、第百二十五条第四項及び第百二十七条第四項において準用する場合を含む。）並びに第七項、第百九十四条第一項第八号、第百九十五条第一項第五号、第百九十五条の二第一項第四号、第百九十八条第六項、第二百三条の五第一項第七号、第二百二十五条第一項及び第二項、第二百二十六条第一項本文及び第三項、第二百二十九条並びに第二百三十条並びに所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第六十九条第一項第二号、第八十四条第一項並びに第三百十八条の三第一号及び第二号の規定に基づき、所得税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

所得税法施行規則の一部を改正する省令

所得税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」、「控除対象配偶者」、「源泉控除対象配偶者」に改め、同条を第十八条とする。

第十八条を削る。

第十八条の二第二項中「第六十一条第二項第四号ロ」を「第六十一条第二項第五号ロ」に改め、同条を第十八条とする。

第十八条の三を第十八条の二とし、同条の次に次の一条を加える。

（退職所得控除額に係る勤続年数の計算）

第十八条の三　令第六十九条第一項第二号（退職所得控除額に係る勤続年数の計算）に規定する企業型年金加入者期間に準ずる期間として財務省令で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

一　その者の令第六十九条第一項第二号に規定する退職一時金等（令第七十二条第三項第六号（退職手当等とみなす一時金）に掲げる一時金に該当するものに限る。以下この条において「老齢給付金」という。）の支払金額のうちに確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第五十四条第一項（他の制度の資産の移換）の規定により資産管理機関（同法第二条第七項第一号ロ（定義）に規定する資産管理機関をいう。次号において同じ。）が移換を受けた資産が含まれている場合　次に掲げる期間

イ　当該資産の額の算定の基礎となつた期間のうちその者が六十歳に達した日の前日が属する月の翌月以後の期間

ロ　当該資産の額の算定の基礎となつた確定拠出年金法施行規則（平成十三年厚生労働省令第百七十五号）第三十条第一項各号（通算加入者等期間に算入する期間）に定める期間又は同令附則第二条第二項（適格退職年金契約に関する特例）に規定する期間のうち、確定拠出年金法第三十三条第二項第二号（支給要件）に規定する企業型年金運用指図者期間（以下この条において「企業型年金運用指図者期間」という。）又は同項第四号に規定する個人型年金運用指図者期間（以下この条において「個人型年金運用指図者期間」という。）と重複している期間

二　その者の老齢給付金の支払金額のうちに確定拠出年金法第五十四条の二第一項（脱退一時金相当額等の移換）の規定により資産管理機関が移換を受けた同項の脱退一時金相当額等が含まれている場合　次に掲げる期間

イ　当該脱退一時金相当額等の算定の基礎となつた期間のうちその者が六十歳に達した日の前日が属する月の翌月以後の期間

ロ　当該脱退一時金相当額等の算定の基礎となつた確定拠出年金法施行規則第三十条第二項各号に定める期間のうち企業型年金運用指図者期間又は個人型年金運用指図者期間と重複している期間

2　令第六十九条第一項第二号に規定する個人型年金加入者期間に準ずる期間として財務省令で定める期間は、その者の老齢給付金の支払金額のうちに確定拠出年金法第七十四条の二第一項（脱退一時金相当額等の移換）の規定により同法第二条第五項に規定する連合会が移換を受けた同法第七十四条の二第一項の脱退一時金相当額等が含まれている場合における次に掲げる期間とする。

一　当該脱退一時金相当額等の算定の基礎となつた期間のうちその者が六十歳に達した日の前日が属する月の翌月以後の期間

二　当該脱退一時金相当額等の算定の基礎となつた確定拠出年金法施行規則第五十九条第二項（準用規定）において準用する同令第三十条第二項各号に定める期間のうち企業型年金運用指図者期間又は個人型年金運用指図者期間と重複している期間

第十九条の四第一項を削り、同条第二項各号列記以外の部分中「第八十四条第一項」の下に「（譲渡制限付株式の価額等）」を加え、同項第一号中「譲渡制限付株式で、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定めるもの」を「当該合併に係る合併法人の同条第一項に規定する譲渡制限付株式（以下この項において「譲渡制限付株式」という。）又は当該合併の直前に当該合併に係る合併法人との間に当該合併法人の発行済株式（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項（定義）に規定する投資法人にあつては、発行済みの同条第十四項に規定する投資口）若しくは出資（自己が有する自己の株式（出資、同法第二条第十四項に規定する投資口その他これらに準ずるものを含む。）を除く。次号において「発行済株式等」という。）の全部を保有する関係がある法人の譲渡制限付株式」に改め、同号イ及びロを削り、同項第二号中「譲渡制限付株式で、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定めるもの」を「当該分割型分割に係る分割承継法人の譲渡制限付株式又は当該分割型分割の直前に当該分割型分割に係る分割承継法人との間に当該分割承継法人の発行済株式等の全部を保有する関係がある法人の譲渡制限付株式」に改め、同号イ及びロを削り、同項を同条第一項とし、同条第三項中「第八十三条の二第四項第一号」を「第八十三条の二第五項第一号」に改め、同項を同条第二項とする。

第四十一条の見出し中「書類」を「書類等」に改め、同条に次の一項を加える。

2　法第九十五条第十項に規定する財務省令で定める金額は、同条第一項に規定する控除対象外国所得税の額（次条第三項第二号において「控除対象外国所得税の額」という。）とする。ただし、法第九十五条第九項の規定の適用がある場合には、令第二百二十六条第一項に規定する控除後の金額とする。